

国境封鎖の一部開放措置（外国人の入国）

【ポイント】

● 23日、アルジェリア外務省より当館に対し、当国に空路で入国する外国人についても5月30日付行政令に基づき、アルジェリア人入国者と同様の対応が求められる旨、正式な通知がありました。要点は以下のとおりです。

- 1 従来必要とされていた個別の入国許可は不要。
- 2 渡航日前36時間以内のRT-PCR検査の陰性証明、及び適切に記入された健康状態に関する質問票の提示の必要。
- 3 隔離用に手配された宿泊施設における5日間の隔離が求められ、隔離の5日目に検査結果が陰性であれば、隔離が解除される。陽性の場合には隔離期間が更に5日間延長される。
- 4 到着時に義務づけられた隔離措置及び新型コロナウイルス検査に係る費用は渡航者が負担する。
- 5 アルジェリアからの出国に際しては、渡航者は渡航先の関係当局が定める入国条件のみに従う。

● 以上の措置については、予告なく変更の可能性もあり得ますので、今後アルジェリアへ渡航を予定されている方は、各地のアルジェリア大使館、総領事館及び利用航空会社へ最新状況を確認して頂くようお願い致します。

● なお、アルジェリアについては、引き続き「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」の感染症危険情報が発出されていますので、渡航の検討に当たってはご留意願います。

（問い合わせ先）

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin Al Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)21 91 20 04 FAX：+213 (0)21 91 20 46

メール：ea1-mm@al.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>